

令和6年4月10日

多治見市長 高木 貴行 様

多治見市是正請求審査会
会長 北見 宏介

答 申

令和5年12月15日付け多総第738号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 是正請求人の所属する希望ヶ丘1-1自治会（以下「所属自治会」という。）は、ごみ集積場（リサイクルステーション含む。）3箇所の整備を行った。それらに要した費用は、合計2,365,000円（税込み）（内訳：1,160,280円、453,800円、453,800円 ※端数調整値引き27,880円）であり、市の補助は20万円（是正請求書に記載された金額による。）である。
- (2) 是正請求人は、令和5年6月21日開催の北栄地区地区懇談会の事前質問として、補助金の増額を要求した。市は、補助額は適正であると回答した。
- (3) 是正請求人は、一定額以上の設置等については、市の補助金の支給を定率性とすべきと主張し、令和5年7月19日、多治見市長に対し、是正請求をした。

補助制度の概要【多治見市ごみ集積場設置に関する補助金交付要綱】

1. 補助額は、設置及び補修に要する費用。ただし、限度額は1箇所5万円
 2. ただし、リサイクルステーションを兼ねる場合は1箇所10万円
- ※制度としては、「10割補助、上限額5万円（10万円）」であるが、実態としては「定額5万円（10万円）、ただし実額以下」と同じである。

2 審査関係人の主張の要旨

- (1) 是正請求人の主張〔令和5年7月19日付け 是正請求書〕

- ア ごみ集積場の設置は、自治会の財政力と立地に大きく影響される。
 - イ ごみ集積場の設置は、行政が行うべきもので、自治会負担はできるだけ少なくするべきである。
 - ウ イを行うことが7次総合計画に掲げる施策「環境との共生」－「きれいなまちづくりを進める」の実現に沿う。
- (2) 行為庁の主張〔令和5年8月18日付け多三セ第63号 弁明書〕
- ア ごみ集積場設置に関する補助金制度は、整備にかかる原材料費分の助成を目的に平成7年から始めており、簡易なものであれば、上限5万円ですと十分と考える。
 - イ 補助対象であるごみ集積場の多くが20万円未満で整備されていることから、上限5万円又は上限10万円による補助金額は、適正な金額と考えている。
 - ウ ごみ集積場は、その周辺に住む特定の方々が使用する設備であることから、整備及び管理を自治会等に依頼しているものであり、使用する上で必要になった構築物の建設等のために上限額を超える費用については、地域での負担となる旨を説明している。

第2 審理員意見書の要旨

1 審理員の判断

本件是正請求は、棄却されるべきである。

2 審理段階における是正請求人の主張の整理

- (1) ごみ出しと分別は市民の責務であり、ごみ集積場の整備は行政の責任である。
- (2) 補助制度においては、対象との関係によるので定額制は適さない。場所や設えとの関係にもよるべきである。
- (3) ごみ集積場だからこそ綺麗にしておくべきであり、ごみを出したら終わりではない。

3 審理段階における検討

- (1) ごみ集積場の整備は行政の責任とする是正請求人の主張は、妥当である。しかし、本件請求は、市での整備や市民が整備した費用の全額補助を求めるものではないため、当該主張は本件の判断に影響しない。
- (2) 補助制度では一般的に定率制が採用され、補助制度に対する一般論として、是正請求人の主張は妥当である。しかし、その主旨としては公益性との関係によるものであり、定額制が否定されているものでもない。
- (3) 具体的な補助制度が目的とする公益性の設定については、基本的に長の裁量である。本件に係る補助制度が定額制であることについて、法に逸脱するところはなく、また、公益性の判断において客観性に欠

けるものでもない。さらに、本件が是正請求であることを踏まえ、広範に考えても、その他、定額制であることについて是正すべき点、定率制としない不作為については是正すべき点、不合理な点は見当たらない。

(4) 直近3年度(R2~4)の補助事業64件のうち、20万円未満が51件(79.69%)である。20万円で補助額が5万円の場合、補助率は1/4であり、著しく低い補助率とは言えないことから、補助金額は適正である。ただし、20万円以上50万円未満の事業が10件(15.63%)あるため、これらの事業について事業費が増嵩した原因を把握したうえ、補助対象経費や補助額について見直しを行うか否か、検証を行うことが望ましい。

(5) ごみ集積場だからこそ綺麗にしておくべきという是正請求人の主張は、妥当である。しかし、本件是正請求における判断には影響しない。

第3 諮問に係る審査庁の判断

ごみ集積場設置に関する補助金が定額制であることについて、法に逸脱するところはなく、また、当該補助制度が目的とする公益性の設定に係る長の判断は客観性に欠けるものでもないため、多治見市是正請求手続条例(平成21年条例第42号)第27条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 諮問に至るまでの経過

本件是正請求に係る諮問に至るまでの経過は、以下のとおりである。

令和5年7月19日 是正請求書提出
令和5年7月27日 審理員指名
令和5年8月18日 行為庁が弁明書を提出
令和5年8月31日 是正請求人が反論書を提出
令和5年9月12日 口頭意見陳述開催
令和5年10月11日 審理員意見書提出
令和5年12月15日 諮問

これら一連の手続について、手続上の瑕疵は認められない。

2 是正請求の要旨

(1) 審査会が令和6年1月12日に実施した是正請求人に対する口頭意見陳述において、本件是正請求の主旨を次のように認定した。

ア ごみ集積場整備に係る市の補助を、一律5万円又は10万円とするのではなく、一定額以上の整備については定率制とすべきである。

イ 所属自治会への補助金額を増額し、遡及交付されるべきである。その理由として、是正請求人は以下の2点を挙げた。

- (ア) ごみ集積場は、本来は市が整備すべきであるところを自治会が整備している。
 - (イ) ごみ集積場を設置する場所の特性により、ごみ集積場の仕様は異なる。このため、整備に係る費用も設置場所（地域）により異なり、定額制では自治会の負担が多くなる場合があることから、できる限り自治会の負担が少ない方式で補助されるべきと考える。
- (2) 本件是正請求は、所属自治会を代表しての請求ではなく、是正請求人個人の考えから請求するものである。

3 本件に係る補助金支給に至るまでの経緯等

- (1) 本件是正請求に係るごみ集積場（以下「本件集積場」という。）の整備について、是正請求人及び行為庁からの陳述内容を整理すると、本件集積場の整備に当たり、令和4年度の所属自治会の会長は、補助申請前に三の倉センターに相談をしていた。会長が見積書を徴取した時点で、市の補助制度の内容（補助対象経費、補助金額等）について承知していた。
- (2) 整備工事は、所属自治会の会員が代表を務める業者に依頼した。当該業者から出された見積から「工事費は安くはない」という認識はあったが、工事後のメンテナンスについても相談がしやすいと考え、当該会員が関係する業者を選定したと容易に推測される。したがって、複数社からの見積書の徴取は行われなかった。

4 ごみ集積場の設置（整備）責任と補助制度のあり方について

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、市の責務は、収集、運搬及び処分（廃棄物処理法第6条の2第1項）と規定されており、ごみ集積場の整備に係る責任の所在については、法令又は条例による規定はない。
- (2) 廃棄物施策としてのごみ集積場の整備は市の政策的判断によるところが大きく、市と市民それぞれの負担の割合をどのように設定するか、地域の実情その他の事情を総合的に勘案して、市は制度を決定するものと言える。
- (3) 補助制度を設けた場合において、一定額以上の整備費用に対する定率制での補助を採用する場合は、補助対象経費の整理など申請手続きが煩雑になるなどの恐れもある。
以上を踏まえると、補助制度の設計について定率制を採用しないという市の判断に不合理な点はない。ただし、制度はできる限り平易なもので市民が利用しやすく、そして市税を投入する以上効果が最大限見込まれる制度であることが要請される（地方自治法第2条第14項）。

5 補助金の遡及交付の要否について

- 3にあるように本件に係る補助申請では、事前相談（3(1)）があり、

所属自治会が補助の内容を理解し、所属自治会の負担が大きくなることを承知した上で整備したことを考慮すると、市の補助に不適切な点は見当たらず、補助金額を増額し、遡及して交付することは妥当とは言えない。

6 付言

ごみ集積場は、家庭から排出されたごみを市が収集するまでの前段階を担うものとして、市にとっても重要な設備である。そのため市はごみ集積場の整備に係る補助に関し、さらに意義ある制度設計をすべく、過去の補助実績の精査及び他自治体の先進事例等について調査研究を行い、必要に応じて制度の見直しを行うよう求める。